

東京型スマート農業研究開発プラットフォーム設置・運営要綱

(趣旨)

第1 都民生活に密着し、小規模・多品目生産等を特徴とする東京農業が維持・発展していく上で、「稼ぐ農業」の実現は重要な課題であることから、東京農業の特徴を最大限に引き出し収益性の高い新たな農業経営が展開できるよう、I o TやA I等の先進技術を活用した“東京型スマート農業”の確立に向けた研究開発を行い、その実装化と普及を進める。

これらの取組に当たり、産学公の技術力を結集し、東京農業におけるイノベーションを創出するために、民間企業や研究機関、農業者などの多様なセクターで構成する「東京型スマート農業研究開発プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）」を設置し、運営する。

(主催者)

第2 プラットフォームは、公益財団法人東京都農林水産振興財団が主催し、同財団の農林総合研究センター（以下、「農総研」という。）が運営する。

(事業内容)

第3 プラットフォームは次の事業を行う。

- (1) 東京型スマート農業に関する情報交換・勉強会等
- (2) 第11に定める研究開発グループ及び第13に定める東京型スマート農業オープンラボの運営
- (3) プラットフォームの活動に関する情報発信
- (4) その他、東京型スマート農業の推進のために必要な事業

(会員資格)

第4 プラットフォームの会員は、第1の趣旨に賛同して入会した法人、団体または個人とする。

- 2 農業者・農業団体については、原則として東京都に拠点があることを条件とする。

(入退会)

第5 プラットフォームに入会しようとする者は、様式1の入会申込書及び様式2の秘密保持誓約書を事務局あてに提出する（又はインターネット上に農総研が公開する東京型スマート農業のウェブサイトのフォームに入力し事務局へ送信する）。

- 2 退会しようとする者は、退会届を事務局あてに提出して任意に退会することができる。

(会員の権利義務)

第6 プラットフォームの会員は、第3に定める事業に参加する権利を有する。

- 2 会員は以下の義務を負う。

- (1) 第3に定める事業への協力
- (2) 本要綱、その他プラットフォーム運営に係る諸規定、ルール等の遵守

(除名)

第7 会員が以下の各号に該当する行為を行ったときは、第9に定める企画運営会議の決定を持って、除名することができる。

- (1) 第6第2項の義務に違反したとき
- (2) プラットフォームの名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名に値する正当な理由があるとき

(会費)

第8 プラットフォームへの参加は無料とする。

(企画運営会議)

第9 プラットフォームの企画運営等について協議するため、企画運営会議を設置する。

- 2 企画運営会議は、農総研所長が招集し、過半数の出席を持って開催する。
- 3 公益財団法人東京都農林水産振興財団東京都農林総合研究センター 副所長を企画運営会議の座長とする。
- 4 委員は、農総研所長が、別表の組織に委員の選出を依頼する。なお、依頼先は特に必要があるとした場合には、複数人を選出することができる。
- 5 企画運営会議は必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができる。
- 6 企画運営会議は、Web 会議システム又は書面により開催することができる。

(企画運営会議の協議事項)

第10 企画運営会議は、プラットフォームの企画運営に係る以下の事項について協議することができる。

- (1) 第3に定めるプラットフォーム事業の企画運営に関する事項
- (2) 東京型スマート農業の研究開発の方向に関する事項
- (3) 産学公連携の効果的・効率的な推進に関する事項
- (4) 第11に定める研究開発グループおよび第13に定める東京型スマート農業オープンラボに関する事項
- (5) その他、プラットフォームの円滑な運営に関する事項

(研究開発グループ)

第11 東京型スマート農業の研究開発を推進するため、プラットフォーム会員間で共同研究を行う場合は研究開発グループを形成するものとする。研究開発グループは、原則として農総研が指揮及び運営の調整を行うものとする。

(研究開発の推進)

第12 研究開発に当たっては、公益財団法人東京都農林水産振興財団東京都農林総合研究センター共同研究実施要領（平成17年4月1日17農振財研第5号）に基づき、研究開発グループの構成員で共同研究契約を締結し、それぞれの役割分担のもとに推進する。

2 研究開発に係る経費分担については、研究開発グループの構成員で協議し、共同研究契約において定める。

(東京型スマート農業オープンラボ)

第13 東京型スマート農業の研究開発、実装化、普及を推し進めるために、生産現場等にて実証試験等の取り組みを行う場合には、東京型スマート農業オープンラボ（以下、「オープンラボ」という。）を取組ごとに設置する。

2 オープンラボの詳細は別に定める。

(事業年度)

第14 プラットフォームの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

第15 本プラットフォームはその目的を達成したときに解散する。

(秘密保持義務)

第16 会員は、プラットフォームの活動に際し取り扱う秘密情報に関し、当プラットフォームが定める「秘密保持誓約書」に同意し、これに従うこととする。

(知的財産の取扱い)

第17 研究開発グループで得られた知的財産の取扱いについては、グループ内で締結した共同研究契約に則り協議の上、決定する。

(事務局)

第18 プラットフォームの事務局を、農総研スマート農業推進室に置く。

2 事務局は、プラットフォームの運営に係る、総務、庶務全般の業務を行う。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月6日より施行する。

附則（令和6年2月26日5農振財ス第118号）

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和８年３月４日７農振財ス第１５０号）

（施行期日）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

【別表】

東京型スマート農業研究開発プラットフォーム 企画運営会議委員の選出依頼先

公益財団法人東京都中小企業振興公社

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

東京都農業協同組合中央会

東京都産業労働局農林水産部

東京都農業振興事務所

この他、企画運営会議にて委員の追加提案があり、決定した組織

東京型スマート農業研究開発プラットフォーム 御中

秘密保持誓約書

東京型スマート農業研究開発プラットフォーム(以下、「プラットフォーム」という)に参加するにあたり、プラットフォームの趣旨に賛同し、プラットフォームの事業(以下、「本事業」という)において、会員相互間において開示される情報等の秘密保持に関し、以下のとおり誓約(以下「本誓約」という)いたします。

第1条(定義)

- 1.本誓約において、「開示者」とは本事業の遂行を通じ次項に定める秘密情報を開示した当事者を「受領者」とは当該秘密情報を受領したものをいいます。
- 2.本誓約において、「秘密情報」とは、本事業を通じ他の会員から開示され又は知り得た、全ての業務上・技術上の情報、本事業の内容、遂行過程、及びその結果を総称したものであって、以下の各号のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①開示方法が書面又は磁気ディスク等の記録媒体による場合は、当該書面等の媒体に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ②開示方法が FAX、電子メール等の通信手段若しくは電子ネットワークによる提供である場合、又は電磁的ファイルによる提供の場合には、当該情報を表示又はプリントアウトした際に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ③試作品、サンプル等物品の場合は、その物品又はその包装・容器に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ④口頭、視覚表示等の無形的手段によって開示する場合には、開示の際に「秘密」である旨を告げ、開示後 30 日以内に文書化し、これに開示の日時、場所及び開示、且つ「秘密」である旨の表示をなし、受領者側と取り交わしたもの
- 3.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報であることを証明できるものは、秘密情報から除きます。
 - ①開示され又は知得したときに公知又は公用であったもの
 - ②開示され又は知得したときに既に自己が保有していたもの
 - ③開示され又は知得した後、自己の責によらずして公知又は公用となったもの
 - ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - ⑤開示され又は知得した後、秘密情報によらずして独自に開発・取得したもの

第2条(秘密保持)

秘密情報は、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者(開示者及び受領者を除く他の会員を含む)へ開示又は漏洩いたしません。

第3条(目的外使用の禁止)

秘密情報は本事業遂行以外の目的に使用いたしません。

第4条(情報の管理等)

- 1.秘密情報を含む全ての情報媒体及びサンプル等には、厳重かつ適正な管理を施します。
- 2.秘密情報は、本事業の遂行上知る必要のある自己の役員及び従業員若しくは職員等(派遣社員その他自己の指揮命令に従い業務を遂行する者を含む。以下同じ。)にのみ開示するものとし、当該役員及び従業員若しくは職員等に対し、本誓約において会員が負うべき義務と同等の義務を負わせ、離職後といえどもその義務を免れさせないものとし、その義務違反について全ての責任を負うものとしします。

第5条(複製等の禁止)

- 1.秘密情報は、本事業を遂行するために最低限必要な部数を超えて複製、複写いたしません。なお、当該複製、複写物は秘密情報として取り扱います。
- 2.事前の開示者の書面による承諾なしに、秘密情報に該当するサンプル等を分析し、またリバースエンジニアリングいたしません。

第6条(情報の返却等)

プラットフォーム又は開示者から請求がなされたとき、又は本事業の終了後は、遅滞なく開示者から開示、提供された秘密情報を含む情報媒体(その複製、複写物を含む)及びサンプル等を、プラットフォーム又は開示者の指示に従い、開示者に返却又は物理的に復元不可能な方法で滅却若しくはデータ消去いたします。

第7条(事故の報告)

秘密情報の漏洩若しくは目的外使用の事故が生じるおそれがある場合、又は生じた場合には、直ちにその旨をプラットフォームへ報告し、プラットフォームと協力して対処いたします。

第8条(損害賠償)

本誓約に違背し、プラットフォーム及び開示者に損害を生じさせた場合は、プラットフォーム及び開示者に対し、その損害について賠償いたします。

第9条(不保証)

- 1.本誓約のいかなる規定も、会員相互に何らの秘密情報の開示義務を課すものではないことを理解します。
- 2.本誓約に明示的に規定されているほかは、本誓約に基づく秘密情報について何らの権利も受領者に許諾するものではなく、また、受領者に対して更なる契約の締結を義務付けることはありません。
- 3.開示を受けた秘密情報について、明示的又は黙示的であるとを問わず、その正確性、有益性、特定目的への適合性、その他一切保証されていないことを理解します。

第10条(権利義務の譲渡等の禁止)

事前の書面によるプラットフォームの承諾を得ることなく、本誓約より生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継しません。

第 11 条(有効期間)

- 1.本誓約は、誓約の日から、プラットフォーム解散までに会員資格を喪失した如何にかかわらず、プラットフォーム解散のときまで有効に存続します。
- 2.前項の有効期間終了後といえども、第 2 条から第 5 条までの規定はさらに 3 年間、第 6 条から第 9 条までの規定は各々の対象事由が消滅するまで、なお有効に存続するものとします。

第 12 条(協議)

本誓約にさだめのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、その都度プラットフォームを通じて行われる個別協議又はプラットフォーム企画運営会議の審議等の決定に従います。

以上の事項を誓約し、プラットフォームへ提出するものとし、その写しを会員が保有いたします。

年 月 日

【住所】 _____

【法人(団体)名】 _____

【登録代表者所属】 _____

【登録代表者役職】 _____

【登録代表者名】 _____

(個人名)

東京型スマート農業研究開発プラットフォームの設置・運営要綱に同意し、趣旨に賛同しましたので、入会を申し込みます。

法人・個人区分	法人 / 個人 ※どちらかに○をつけてください			
法人(団体)名 (個人の場合は不要)	フリガナ:			
登録者名 (個人名)	フリガナ:			
登録者 所属		登録者 役職		
連絡先住所	フリガナ:			
	〒			
電話番号		E-mail		
ホームページ URL				
従業員数	☐ 1～100 人	☐ 101～300 人	☐ 301～1000 人	☐ 1001 人以上
業種 (主となる 1 箇所)	☐ 農業資材メーカー		☐ 農業設備メーカー	
	☐ その他電機／機械メーカー		☐ 農業機械メーカー	
	☐ 商社／卸		☐ 情報通信／システム	
	☐ 金融		☐ 小売	
	☐ 農業団体		☐ 建築／不動産	
	☐ 物流		☐ 農業者	
	☐ その他 ()		☐ 大学／研究機関	

8

2.プラットフォーム入会にあたっての確認事項

入会目的 (該当1箇所をチェックをお願いします。)	☐ スマート農業に役立つ製品・技術を保有している	☐ スマート農業に既に関わっている
	☐ スマート農業に関連する製品を開発している	☐ スマート農業を導入したいと考えている
	☐ スマート農業に関連する研究を行っている	☐ スマート農業に興味がある
	☐ その他	
保有しているシーズ、サービス、技術、製品等 ※農業者の方は農産物をご記入下さい (記入例: トマト(施設)、キャベツ(露地))		
スマート農業に関するニーズや解決したい課題等		
その他自由にご記入ください		

[申込書送付先・お問い合わせ先]

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

(公財)東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター スマート農業推進室

東京型スマート農業研究開発プラットフォーム事務局

Tel:042-528-0572 / FAX:042-523-4285

E-mail:tokyo-smart@tdfaff.com

※入会申込書は秘密保持誓約書と共に、上記 E-mail アドレス宛にメール添付にて送信、または FAX、郵送にてご提出をお願いします。

	確認	承認	受付番号
事務局記入欄			-